

令和5年度余市町電気代高騰対策支援助成金のご案内

令和5年12月1日支援内容を拡充しました。

1 令和5年度余市町電気代高騰対策支援助成金とは？

新型コロナウイルス感染症及び国際情勢等に起因する、エネルギー価格の高騰により電気代が大幅に増加した、町内の事業者に対して、経営の再建及び事業の継続に向けた取組みを支援するため、

町内中小企業者様へ

予算の範囲内で事業を継続して行えるよう助成金を支給します。

2 対象となる方

次の要件を満たす事業者である個人、法人又はその他の団体が対象となります。

- ①町内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者等であること
- ②町内で令和5年10月1日現在において2年以上事業を営んでおり、今後も町内で引き続き事業を営む意思があること
- ③町税等に滞納がないこと
- ④公共的団体に該当する者でないこと
- ⑤暴力団員、暴力団員等と関係を有する者でないこと

※令和3年10月分から令和4年9月分の電気料金合計額と令和4年10月分から令和5年9月分の電気料金合計額の差額が50万円以上増加している場合に対象となります。

※電気料金は税抜き金額です。

※特別高圧電力の場合は対象外となります。

※余市町で実施した農業・漁業・水産加工業エネルギー価格高騰対策支援事業の対象者は該当になりません。

3 支給額

令和3年10月分から令和4年9月分の電気料金合計額と令和4年10月分から令和5年9月分の電気料金合計額の差額が50万円以上増加した事業者に**差額の5割を助成**<1事業者あたり
上限額は予算の範囲内で設定します。>

4 申請に必要な書類

申請期限:令和5年12月15日(金)

- 1 余市町電気代高騰対策支援助成金支給申請書（兼請求書）第1号様式
- 2 電気料金影響額月別調査票 第2号様式
- 3 対象の電気料金に係る契約名義、小売電気事業者の名称、使用場所、契約種別、利用金額等が分かる書類の写し
- 4 申請者の本人確認書類の写し（個人事業者の場合）
- 5 誓約書兼同意書 第3号様式
- 6 納税証明書（滞納がないことの証明）※役場税務課で取得できます。
※助成金支給申請時において滞納がないことが要件となります。
- 7 振込指定金融機関口座に係る通帳の写し（金融機関名、口座番号、名義人が分かる部分）
このほか、資料の提出をお願いする場合があります

ウラ面もご覧ください。

5 申請書類について

申請書等につきましては、商工会議所窓口のほか余市町ホームページからも入手できます。
 (<https://www.town.yoichi.hokkaido.jp/sangyou/jouhou/keieishien/index.html>)
 (二次元コードでもアクセスできます) でご案内しています。



※申請書の提出先は余市商工会議所となります。

6 手続きフロー



7 よくあるお問合せ

- Q1 自社の契約の種類が分からないのですが、どのように確認すればよいでしょうか？
 A1 電力会社から発行される請求書に、契約の種別や契約の電圧が記載されている場合が多いです。請求書をご確認ください。請求書に記載がない場合は契約の各電力会社へお問い合わせください。
- Q2 同一事業所が経営する店舗が町内に複数ありそれぞれで電力を契約していますがどのようにすれば申請できますか？
 A2 今回の助成金は事業所への助成となっているため複数ある場合はまとめていただいて1申請として申請してください。
- Q3 なぜ、令和3年の10月から令和4年9月と令和4年10月から令和5年9月の上昇額の差への助成なのですか？
 A3 この度のエネルギー価格の高騰の影響を極力反映する形で事業をおこなっておりますので直近の2年間についての比較での助成金を支給する形にしております。
- Q4 当時は営業しておりましたが、現在は閉店しておりますこの場合でも申請できますか？
 A4 今回の助成金は電気料金の値上げによる影響を緩和し事業継続の支援を目的としておりますので申請日時点で営業していることが条件となります。すでに閉店している場合は申請できません。
- Q5 余市商工会議所の会員ではないが、申請書類の提出先は商工会議所になりますか？
 A5 商工会議所では、町の委託を受け、申請書類の受付・審査を行っています。商工会議所に提出してください。
- Q6 助成金はいつ振込になりますか？
 A6 予算の上限がありますのですべての事業の審査が終わってからになりますので令和6年1月以降となります。
- Q7 算定する電気料金は税込みの金額ですか？
 A7 消費税抜きの金額となります。

お問合せ:助成金事務局



余市商工会議所

〒046-0003 余市町黒川町3丁目114

【電話】0135-23-2116 (代表) 【FAX】0135-22-5100

【開庁時間】平日8:45~17:15 (土日祝日及び12月31日~1月5日を除く)



余市町 総合政策部商工観光課

〒046-8546 余市町朝日町2-6 役場庁舎2階

【電話】0135-21-2125 (商工観光課直通) 【FAX】0135-21-2144

【開庁時間】平日8:45~17:15 (土日祝日及び12月31日~1月5日を除く)